

住民税（所得税）及び国民健康保険税申告相談日程

源泉所得税の還付申告相談及び医療費控除、住宅取得等特別控除（雑損控除、その他）に伴う還付申告相談

月 日	時 間	場 所	対象地域
1月25日(水) ～ 1月27日(金)	午前9時～午後4時	ほけんセンター	全地区
1月30日(月) ～ 2月 2日(木)			

住民税（所得税）及び国民健康保険税申告相談

月 日	時 間	場 所	対象地域
2月 6日(月)	午前9時～午後4時	下頓別生活改善センター	下頓別・宇曾丹・高砂・茂宇津内・宇津内
2月 7日(火)	午前9時～午後4時 年金及び給与所得者(漁業所得者以外の方のみ)	頓別コミュニティセンター	頓別1町内～頓別4町内

申告に必要なもの（該当するものを持参してください。）

- ・源泉徴収票の原本(受給者交付用)
- ・本人名義の預金通帳(郵便局可)
- ・銀行届出印
- ・医療費控除を受ける方は、支払った医療費の領収書、保険金等で補てんされた金額のわかる書類(領収書は病院別・受診者別に整理してください)
- ・社会保険料控除を受ける方は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・社会(共済)保険任意継続等の領収書等(口座振替の方は、通帳での確認で可)
- ・生命保険料控除・地震保険料控除を受ける方は、加入保険会社が発行した控除証明書
- ・障害者控除を受ける方は、障害者手帳・療育手帳等、障害の等級が確認できる書類
- ・配偶者控除、配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の方の収入がわかる書類
- ・住宅借入金特別控除を受ける方は、登記簿謄本・工事請負契約書又は売買契約書(取得年月日・床面積・購入代金等が確認できる書類)・住民票・金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(詳しくはお問合せください)
- ・税務署から申告書を送付された方はその申告書

住民税（所得税）及び国民健康保険税申告相談

月 日	時 間	場 所	対象地域
2月16日(木) 2月17日(金) 2月20日(月)	午前9時～午後4時	ほけんセンター	旭ヶ丘・日の出・緑ヶ丘・中央北・中央南
2月21日(火) 2月22日(水)	午前9時～午後4時		北1条～北4条 南1条～南4条 大通
2月23日(木)から2月29日(水)の間は、漁業所得者の申告相談のため、その他の方は受付できませんので、ご注意ください。			漁業所得者のみ
3月 1日(木) 3月 2日(金)	午前9時～午後4時		上記対象地区以外・上記日程で相談できない方
3月 5日(月) ～ 3月 9日(金)			
3月12日(月) ～ 3月15日(木)			

正午から午後1時まで、休憩時間となっておりますのでご協力をお願いします。

お 願 い

- ・上記の日程及び時間で申告するようご協力をお願いいたします。
- ・税務署担当官が来庁いたしませんので、土地や建物の売却による収入がある方等は、稚内税務署にて申告相談を行うようお願いいたします。

